

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

下松市は、大正時代から鉄道車両製造や船舶等の輸送機器製造を中心とする臨海工業都市として発展し、現在でも、鉄道車両製造業、鉄鋼業、造船・船舶修理業等の大手企業を中心として、その周辺には関連する産業の集積が図られた街となっている。また、平成23年に徳山下松港が「国際バルク戦略港湾」に選定されたことに伴い、大型船舶による大量一括輸送により、石炭を安定的かつ安価に供給する広域拠点港としての整備が進められていること等から、周南工業地域の中核を担う市となっている。

平成5年に、国の特定商業集積整備法第1号認定を受け、「ザ・モール周南」が開設したことや末武大通りの開通によるインフラ機能が充実したこと等を契機に、ロードサイド型の専門店や「サンリブ下松店」等の店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗の立地が進み、現在では県内有数の商業都市としての特徴も持つようになった。

本市の人口は、わが国全体の人口が減少に転じる中、増加の傾向で推移していたが、近年減少傾向に転じており、少子高齢化等の全国的な人口動向を背景に、宅地供給のペースにも限りがあること等から、今後、一定の人口規模に落ち着くことを見込んでいる。

現在、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。株式会社帝国データバンクの「山口県 後継者不在に関する企業の実態調査(2024年)」によると、数年連続して後継者不在率は低下しているものの、山口県内の6割強程度の企業が後継者不在との結果も示されており、本市においても同様に、こうした現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市においては、中小企業者の円滑な資金調達を可能とするため各金融機関、信用保証協会等と連携し市制度融資の斡旋や、下松商工会議所による中小企業相談所の機能強化等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足や働き方改革等に対応していこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、周南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関す

る基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業を中心に、卸売・小売業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、臨海部、市街地、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業を中心に、卸売・小売業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。